

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「38,700円」を「66,400円」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自転車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「」の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 3 周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年周南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「第6条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「新勤務時間条例」という。）」を削り、「新勤務時間条例の」を「同条例の」に改める。

附則第16条中「第9条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第17条第1項及び第3項から第6項までの規定中「新給与条例」を「周南市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

(参 考)

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して<u>38,700</u>円の範囲内において、別に規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署(周南市の区域外に存する公署に限る。)に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第6項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して<u>66,400</u>円の範囲内において、別に規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署(周南市の区域外に存する公署に限る。)に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道</p>

現行	改正案
<p>等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)</u>の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当</u> 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> 前3項の規定による額</p>

現行	改正案
<p><u>5</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額<u>及び</u>特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項</u>の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6</u> 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>9</u> （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 （略）</p> <p><u>2</u> 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定</p>	<p><u>6</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額</u>が15万円を超える職員の通勤手当の額は、<u>第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>7</u> 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>8</u> （略）</p> <p><u>9</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等<u>及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>10</u> （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条 （略）</p> <p><u>2</u> 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

現行	改正案
<p>める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100</u></p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>

現行	改正案
分の52.5を乗じて得た額の総額 3～5（略）	3～5（略）

周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（附則第3項の改正）

現行	改正案
<p>附 則 （周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、<u>第6条の規定による改正後の周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）</u>第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新勤務時間条例の規定を適用する。</u></p> <p>（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）</p> <p>第16条 <u>第9条の規定による改正後の周南市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）</u>附則第9項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第17条 常時勤務を要する暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が<u>新給与条例第4条第4項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務</p>	<p>附 則 （周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>同条例の規定を適用する。</u></p> <p>（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）</p> <p>第16条 周南市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第17条 常時勤務を要する暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が<u>周南市一般職の職員の給与に関する条例第4条第4項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第1項に規定する給料</p>

現行	改正案
<p>職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例</u>第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>周南市一般職の職員の給与に関する条例</u>第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第11条第2項、第15条第2項及び第18条第2項の規定を適用する。</p>	<p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>周南市一般職の職員の給与に関する条例</u>第11条第2項、第15条第2項及び第18条第2項の規定を適用する。</p>
<p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第20条第3項の規定を適用する。</p>	<p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>周南市一般職の職員の給与に関する条例</u>第20条第3項の規定を適用する。</p>
<p>6 <u>新給与条例</u>第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるの</p>	<p>6 <u>周南市一般職の職員の給与に関する条例</u>第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用</p>

現行	改正案
<p>は「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 （略）</p>	<p>短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 （略）</p>